

瀬戸市長の職務を代理する職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第1号

瀬戸市長の職務を代理する職員を定める規則の一部を改正する規則

瀬戸市長の職務を代理する職員を定める規則（昭和54年瀬戸市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(上席の職員) 第2条 前条に規定する上席の職員は、瀬戸市事務分掌条例（平成17年瀬戸市条例第26号）第1条に規定する部の長である職員とし、その順序は、 <u>総務部長</u> を第1順位とし、第2順位以下は、次の各号のとおりとする。 (1)から(3)まで <省略>	(上席の職員) 第2条 前条に規定する上席の職員は、瀬戸市事務分掌条例（平成17年瀬戸市条例第26号）第1条に規定する部の長である職員とし、その順序は、 <u>行政管理部長</u> を第1順位とし、第2順位以下は、次の各号のとおりとする。 (1)から(3)まで <省略>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。